



北島町 子育て支援情報

☆裏面に各項目の簡単な説明があります。
内容が変更することもありますので、詳しくは、
各担当部署へお問い合わせください。



	妊娠	妊娠中	誕生	3か月	6か月	1歳	3歳	6歳
健康のこと ☆	◇母子健康手帳 ◇妊婦一般健康診査 ◇歯周病検診 (場所:医療機関)		◇乳幼児健康診査 (場所:町内委託医療機関[R2年度]) ◇乳児一般健康診査 (場所:県内の医療機関) ◇新生児聴覚検査 (場所:医療機関)	(3~4か月健診) ◇予防接種(2か月~)	(9~10か月健診)	(1歳6か月児健診) (2歳児健診)	(3歳児健診)	
制度・手続き ☆		(○産前産後休暇) ○助産制度	□出生届 ◎児童手当 ◇未熟児養育医療給付金制度 ◎子どもはぐくみ医療費助成 ◎ひとり親家庭等の支援 ◎障がいのある子どもへの支援 (○育児休業)					中学3年生まで 中学3年生まで
子育て ☆	◇子育てサポート一覧 配布	◇マタニティ教室	◇こんにちは赤ちゃん事業 ◇低出生体重児訪問 ■図書館の事業 (おはなし会・ビデオ上映等)	◇ブックスタート事業 ◇育児教室 ◎◇養育支援訪問事業				◇生活習慣病予防事業 ◇歯科保健事業 ●ドキドキクッキング(5歳児から)
集う・預ける・幼児教育 ☆			◎みどり子育てステーション ◎子育て短期支援事業 ◎病児・病後児保育事業 ◎ファミリーサポート・センター ◇お母さんのお話タイム ☆児童館(午前中の利用) ☆ペアネットさくら(中央児童館) ◇育児サークル『おひさまくらぶ』	◎保育所		◎一時預かり事業 (一時保育)	●幼稚園 (4歳児から)	◆登録児童預かり事業 (児童館) 小学校6年生まで
相談する ☆	◇家庭訪問 ◇電話相談							

- 《担当》
- ◇…保健相談センター ☎ 698-8909
 - ◎…民生児童課 ☎ 698-9802
 - ☆…各児童館
中央地区 ☎ 698-8801 南部地区 ☎ 698-5930 北部地区 ☎ 698-1385
東児童館 ☎ 698-6185 西児童館 ☎ 698-5918
 - …教育委員会 ☎ 698-9812
 - …住民課 ☎ 698-9804
 - ◆…社会福祉協議会 ☎ 698-8910
 - …図書館 ☎ 698-1100

- 《子育てに悩んだとき…》
- 中央子ども女性相談センター ☎ 622-2205
 - 保健相談センター ☎ 698-8909
 - 民生児童課 ☎ 698-9802
 - みどり子育てステーション ☎ 698-2339
 - その他の相談先(県のHP)とくしまはぐくみネット



ひとりで悩まず
お電話ください

裏面の説明

各担当課をマークで表しています。

◇母子健康手帳

枠線は、各見出し ☆ と同じ色に分けています。
『健康のこと』はみどり色になっています。

◇母子健康手帳の交付

妊娠届出時に、妊娠中の生活や育児情報についての説明・相談に応じ、妊婦自身・おなかの赤ちゃんを大切に生活を送れることを目的として、母子健康手帳を交付しています。

◇妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分の費用を助成します。* 県外の医療機関の場合、14 回を超えない回数であれば、一部払い戻し対象となりますので、領収書などは大切に保管してください。

◇妊婦歯周病検診

歯周病が重症化すると早産・低出生体重児の出産頻度が高まる可能性が報告されています。早期に歯周病疾患を発見又は予防することを目的に無料で受けていただくことができます。

◇乳児一般健康診査(個別)

徳島県内医療機関で受けられる健診が、1歳の誕生日までに計2回、公費負担で受けられます。妊娠届出時に受診票を交付しています。

◇乳幼児健康診査(令和2年度は個別)

北島町内委託医療機関にて以下を対象に健康診査を実施しています。
【3・4か月児、9・10 か月児】、【1歳6か月児】、【2歳児】、【3歳児】

◇予防接種

予防接種法による定期的予防接種を行います。対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。

◇新生児聴覚検査

新生児聴覚検査(初回検査)が公費負担で受けられます。妊娠届出時に受診票を交付しています。
※県外の医療機関の場合、一部助成がありますので領収書等は大切に保管してください。

○産前産後休暇

産前休業…出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から請求できる。
産後休業…出産の翌日から8週間は就業できない(産後6週間を経過後に本人が希望し医師が認めたら就業できる)

○助産制度《東部保健福祉局 ☎626-8711》

出産費用の支払いが困難で、助産制度を利用しないと出産が困難な方に、出産費用の一部を補助する制度です。(制度を受けるためには、条件があります)
出産施設(医療機関)は、指定されています。

□出生届

赤ちゃんが生まれて、医師に出生証明書をかいてもらったら、「出生届」を記入し、出生の日を含めて**14日以内**に住民課へ提出してください。《持参するもの:出生届書 1 通、届出人の印鑑(朱肉使用のもの)、母子健康手帳》

○育児休業

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。詳しくは、職場へお問い合わせください。

◇未熟児養育医療給付金制度

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市町村が負担する制度です。なお、世帯の所得税額に応じて自己負担金が生じます。

◎児童手当

児童手当は、中学校卒業まで(15歳に達した後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。(公務員の方が受給する場合、職場にてお手続き下さい)

◎子どもはぐくみ医療費助成

中学校修了まで、保険適用内の医療費(通院・入院とも)にかかる自己負担分を助成する制度です。ただし、3 歳以上の通院と6歳以上の入院については、医療機関(診察費)ごと月額 600 円までの自己負担が必要です。

◎ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭の方について、困ったときの相談、手当、すまいのこと、仕事のことなど、様々な面から支援しています。支援についての詳しい冊子が民生児童課に置いてあります。

◎障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもとその家庭を地域社会全体で支援し、また障がいのある子どもが社会の一員として、ライフステージを通して途切れることなく必要な支援が継続できるよう、療育相談体制の充実や学習支援体制の充実を図ります。

◇子育てサポート一覧の配布

子育て中の家庭やこれから子育てをする家庭が必要としている情報を「子育てサポート一覧表」に掲載し、転入時や母子健康手帳交付時に配布しています。

◇マタニティ教室

健やかなマタニティライフを過ごし、安心して出産を迎えるためにマタニティ教室を開催しています。沐浴レッスンも行っています。

◇こんにちは赤ちゃん事業

保健師が各ご家庭に訪問し、赤ちゃんの発育・育児・母乳・産後のお母さんの体のことなど、相談に応じています。早めの訪問・相談を希望される方はご連絡ください。

◇低出生体重児訪問 (届出必要)

おさまの出生体重が2,500g未満の場合、保健師が訪問し、おさまに合わせて発育・育児のことなど相談に応じています。早めの訪問・相談を希望される方はご連絡ください。

◇育児教室

子どもの生活リズムのこと、子どもの病気時の対処法、具体的な育児の方法(離乳食・あやし方・遊び方)等についての教室を年4回開催しています。また、保護者交流も図っています。

◇ブックスタート事業

乳児健診の機会に赤ちゃんと保護者に対し、親子と一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントしています。

■図書館の事業

子どもの感性や創造性を育成するため、おはなし会や手作り教室、子育て支援ファミリー・コンサート、ビデオ上映会等、様々な催しを行っています。

◎◇養育支援訪問事業

乳児家庭への育児・家事の支援や、育児困難な家庭へ専門的な子育て支援を行っています。

◇歯科保健事業

小学1年生・3年生・5年生を対象に歯科についての指導を行い、自分自身で歯の健康管理ができるように支援しています。

◇生活習慣病予防事業

小学生を対象に、生活習慣病についての指導を行い、予防のための健康管理ができるように支援しています。

●ドキドキクッキング

朝食欠食・間食の過多・偏食等を改善し、児童の食に関する基本的な生活習慣の確立を図ることを目的に、幼稚園児(5歳児)と小学生とその保護者を対象に調理実習を行います。

◎みどり子育てステーション

北島町在住の在宅で子育て中の人たちの交流の場になっています。平日はブログも更新しているので、どんな様子かがご覧になれます。また、子育て相談も行っています。

◎ファミリー・サポート・センター事業

事前登録をし、提供会員の方に子育ての援助をしてもらう事業です。《例:保育施設までの送迎・買い物等外出の際、子どもを預かってもらう・早朝、夜間等の緊急預かりなど》

◇お母さんのお話タイム

妊婦さんや1歳半前のおさまとお母さんのお友だちづくりのため、毎月2回保健相談センター和室を開放しています。

☆児童館(午前中の利用)

☆ペアネットさくら(中央児童館)

平日の午前中に在宅で過ごしている子どもとその保護者を対象に、交流の場として開放しています。『ペアネットさくら』では、毎週水曜日に行事も行っています。

◎子育て短期支援事業

保護者が何らかの理由で一時的に児童の養育が困難となった場合などに短期で支援を行う事業です。《ショートステイ・ワイルドステイ・休日預かり》

◇育児サークル『おひさまくらぶ』

お母さんたちの自主活動で運営しています。《毎週木曜日 10:30～12:00
0歳～4歳くらいまでのおさまとその保護者が対象です。》

◎保育所

保育所は、保護者の仕事や病気などの理由により保育を必要とするおさまを、保護者に代わって保育する通所型の児童福祉施設です。町内に町立保育所1カ所、認可保育園6カ所、認定こども園1カ所があります。(延長保育を実施しています。)

◎病児・病後児保育事業

おさまが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で、家庭で保育ができないときに、おさまを一時的に預かる事業です。

◎一時預かり事業(一時保育)

『一時預かり』…保護者の疾病・入院、育児疲れ解消等の理由により緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育を、町内では3カ所の保育園がおこなっています。《みどり保育園・すみれキッズ・認定こども園めばえ》

●幼稚園

町内には、小学校に隣接した3つの町立幼稚園があります。4歳児は家庭保育の幼児のみが対象です。預かり保育は5歳児のうち家庭の事情により保育ができない園児のみ対象となっています。

◆登録児童預かり事業(児童館)

昼間、保護者のいない家庭の小学校1～4年生児童の放課後対策として、児童館にて預かり事業を実施しています。

◇家庭訪問・電話相談

保健師・栄養管理士が相談に応じています。必要に応じて家庭訪問もできます。お気軽にご相談ください。